

破碎業許可申請 書類一覧

No.	添付書類	留意事項等
1	①申請者(法人である場合は、 すべての役員 (監査役を含む)、使用人及び出資者)の 住民票の写し(本籍地記載のあるもの) 。外国人にあつては 国籍等記載のあるもの とする。以下同じ。 ②申請者が未成年者である場合は、法定代理人(法人の役員を含む。)の 住民票の写し ③出資者が法人である場合は、 登記事項証明書(履歴事項証明書)	住民票の写しは、発行日より3か月以内のものを添付してください。 使用人とは、次に掲げるものの代表者とする。 ①本店支店、②継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、解体業に係る契約を締結できる権限を有する者
2	法人 (法定代理人を含む。)は、 定款(寄附行為) 及び 登記事項証明書(履歴事項証明書)	定款(寄附行為)は原本証明が必要です。
3	事業計画の概要 【別紙1(破碎)(1~5)】	使用済自動車等を不適正に大量に保管している場合は、別に詳細な書類の提出が必要です。
4	①事業所の施設の構造を明らかにする図面(平面図、立面図、断面図、構造図)、設計計算書、	図面は、1/100~2/100程度の縮尺で作成してください。 使用済自動車等の保管量、排水処理施設の処理能力等に係る設計計算書には、具体的な設計条件を示しながら、その計算途上を明らかにしてください。
	②事務所、駐車場付近の地図及び見取り図	最寄の公共施設、駅、幹線道路等を明記しながら、事務所の所在地を示してください。
5	①車検証の写し	使用済又は解体済自動車を運搬する車両 他人の車両を借用する場合は、雇車両契約書等の写し
	②土地の登記事項証明書	他人の土地を借用する場合は、その土地の契約書等の写し
	③施設の所有権(又は使用権原)の証明書	自ら所有している場合は、契約書、領収書、販売証明書等の写し
6	収支見積書 【別紙1(破碎)(6)】	
7	誓約書 【別紙2】	法第62条第1項第2号で定める欠格要件に該当しないことを証する書面
8	標準作業書	
9	他法令確認状況票 【別紙3】	

※申請に必要な部数は**2部(提出用、控用)**ですが、控用の証明書類等はコピーでも結構です。

※申請は、日時の予約後、廃棄物対策課窓口へ直接提出してください。

※住民票については、交付から3か月以内のものを添付してください。

※更新又は変更許可申請の場合、No.4、5、9については、変更がある場合のみ添付してください。